

銚田市総合計画

計画策定実施要項

- 本要項は、計画策定の考え方と主な工程を示したものです。 -

目次

1. 策定の考え方（基本方針）
2. 策定の体制及び役割

1. 策定の考え方（基本方針）

計画策定の方針

銚田市総合計画は、地方自治法（第2条）の規定による「地域の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」とその実現内容である基本計画から成り、市政の最上位計画に位置付けられるものです。そのため、総合計画策定にあたっては、合併新市の将来像と主要施策を示した「銚田市まちづくり計画」（新市建設計画）の内容を包含しつつ、時代の変化や市民の新たな期待・視点を踏まえた策定を行います。

策定の基本的な考え方

市民参画の実践

計画策定以降のまちづくり活動における「市民参画・協働の指針」とするため、計画の策定過程（プロセス）からの市民参画を多様な手法で実践する。

各種計画との整合

国・県の関連計画、新市建設計画、ならびに市の分野ごとの個別計画内容との整合を図り、「地域活性化の指針」として策定する。

市民にわかりやすい計画

市民と協働したまちづくりが実践できるよう、施策の目的・目標を具体的に、かつ、やさしい表現や指標を用いてわかりやすく示す。

着実な計画の実施

財政見通しとの整合を図りながら、着実な実施が可能な計画内容とする。

計画概要

総合計画は「基本構想」及び「基本計画」で構成します。

〔基本構想〕

21世紀を展望し、銚田市のめざす将来的な姿（ビジョン）とともに、その実現に向けた施策の大綱を示します。

期間：平成19（2007）年度～平成28（2016）年度／10年

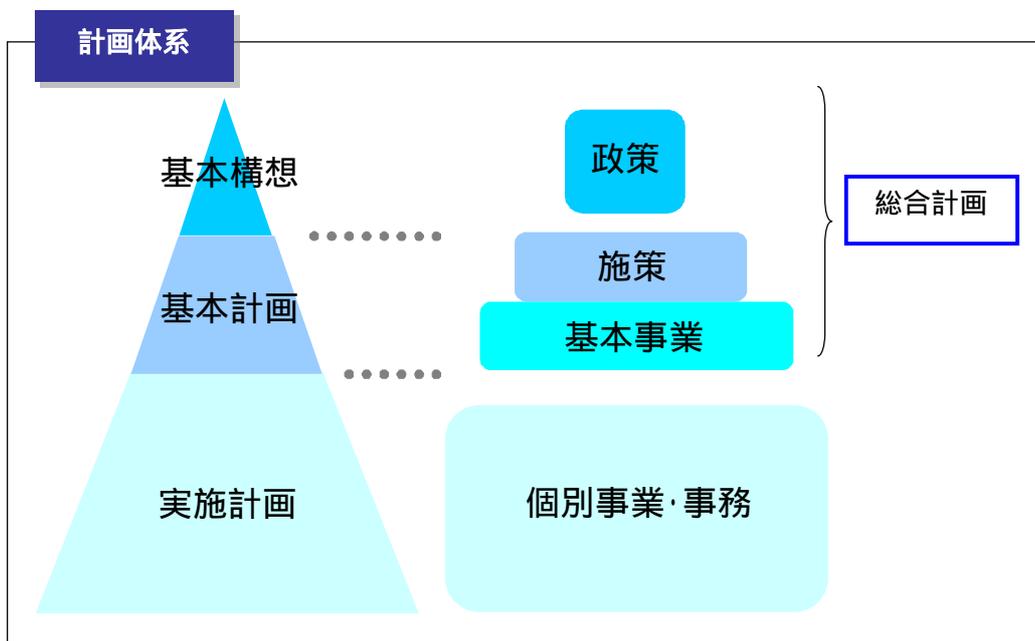
〔基本計画〕

基本構想に基づき、各施策目標を実現するための主要事業の内容を明らかにします。基本構想の10年間を前期計画（5年間）と後期計画（5年間）に分けて策定します。

前期：平成19（2007）年度～平成23（2011）年度／5年

後期：平成24（2012）年度～平成28（2016）年度／5年

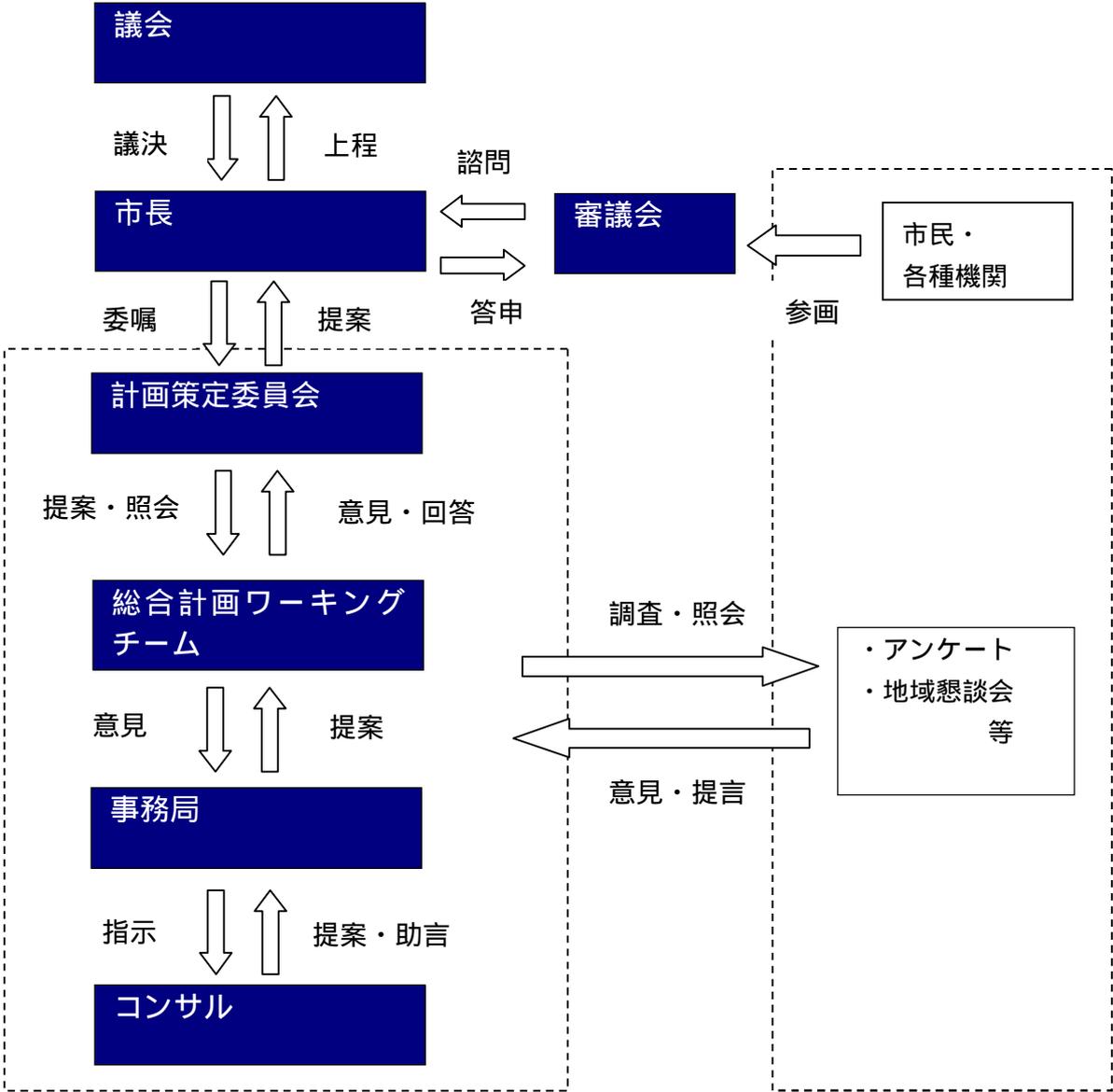
*今回の計画策定は、前期計画を対象としています。



*別途策定する「実施計画」は、「基本計画」に基づき実施する事業を年度ごとに示したものである。財政状況や社会情勢を勘案し、毎年度策定・見直し（ローリング方式）を行う。

2. 策定の体制及び役割

計画策定においては、検討および意思決定にかかる組織を設置し、その役割・位置づけを明確にしておく必要があります。*次表は例。



各組織の役割

議会	計画を決定する。（基本構想は議決事項）
審議会	計画を審議する。（市長は審議結果の尊重が求められる）
策定委員会	計画（案）を策定する最上位組織。
策定チーム	事務局と共に策定委員会での協議資料を作成・提案する。（市民意見の計画内容への反映が求められる）
事務局	計画策定全体の進行管理・円滑な協議運営。また、策定チームと共に策定委員会での協議資料を作成・提案する。（同上）
アンケート 地域懇談会 等	市民から計画内容への意見・提言を行う市民参画手法。